

葉山町障害者福祉計画策定委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の資格)

第2条 傍聴者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に在住している者
- (2) 町内に通勤している者

(傍聴者の決定等)

第3条 傍聴者の定員は、約10人とし、委員長が会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

- 2 傍聴者になることを希望する者は、会議の開催前日までに事務局に申し込むものとする。
- 3 傍聴者になることを希望する者が第1項の定員を超えたときは、申し込み順とするものとする。
- 4 傍聴者には、委員長が定めるところにより、会議資料の全部若しくは一部又は審議事項が分かる資料を提供するものとする。

(委員会の会議を傍聴することができない者)

第4条 次の者は、委員会の会議を傍聴することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- (3) 銃器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、その他秩序を乱すおそれがあると認められる者

(傍聴者が守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切ること。
- (2) 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等を使用しないこと。
- (3) 静粛を旨とし、意見聴取における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすること等意見聴取の妨げになるような行為をしないこと。
- (4) 新聞又は書籍の類を閲覧しないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) やむを得ない場合を除き、傍聴中、入退席しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(秩序の維持)

第6条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 委員長は、前項の指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第7条 この要領に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。